上流　右岸　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内
　　左岸　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系湯ノ沢川］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系岩木川支川芦沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系岩木川支川深橋沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系大沢川］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系大沢川支川ニゴリ沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系岩木川支川甲沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系暗門川］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系暗門川支川割沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系暗門川支川大割沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系暗門川支川暗門沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで
［一級河川岩木川水系暗門川支川鬼川辺沢］
下流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　から
上流　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内　まで

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県中津軽郡西目屋村大字藤川地内、大字居森平地内、大字砂子瀬地内及び大字川原平地内に施行する「一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第２項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川岩木川水系岩木川（以下「岩木川」という。)は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森県と秋田県との境である白神山地に存する雁森岳に発し、平川、十川及び旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長102㎞、流域面積2,540㎢の一級河川である。

岩木川は、その流域に青森県西部の津軽地方の拠点都市である弘前市を擁するなど、津軽地方における社会、経済及び文化の基盤をなしており、その流水は、弘前市や五所川原市等への水道用水、約43,000haに及ぶ農地へのかんがい用水として利用されているほか、発電にも利用されている。

岩木川流域は、温帯冷涼型気候に属しており、流域の年平均降水量は山地部で1,600㎜、平野部で1,200㎜程度であるが、停滞前線等に伴う集中豪雨により幾度となく洪水被害が発生している。なかでも、昭和52年８月の洪水では、死者７名、行方不明者４名、家屋被害13,867戸、農地被害8,207ha等の甚大な被害をもたらし、その後も、昭和56年８月、平成２年９月及び平成14年８月と度々洪水被害が発生している。このように岩木川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、夏季における度重なる渇水被害に悩まされており、近年では、昭和63年を始め、平成元年、平成６年、平成８年、平成10年、平成15年、平成18年及び平成19年と頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の補給や河川環境維持のための水量が安定的に確保できない状況となっている。

また、弘前市の水道用水は、岩木川の表流水、津軽広域水道企業団からの受水、地下水及び暫定水利権量等を水源としているが、地下水及び暫定水利権量は気象などに左右されることから、安定した水道用水の供給が図られていない状況にある。一方で、弘前市における水需要は、今後も増加が見込まれていることから、なお一層の水量不足が懸念されている。

さらに、五所川原市は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づき、工業集積の積極的な促進を図っており、なかでも漆川工業団地においては、半導体の一貫製造工業や窒素ガス製造工場等の企業進出が活発化している。これらに要する工業用水は地下水を水源としているが、水量の不足やそれに伴う農業用井戸の枯渇等が発生しており、より供給の確実な岩木川の表流水を活用した水源が望まれている。

加えて、岩木川流域の左岸は県内でも有数の穀倉地帯であり、用水の大部分を岩木川とその支川に依存しているが、近年の農作業の機械化等の進展に伴いかんがい期が集中しているにもかかわらず、取水可能な流量が慢性的に不足しているため、遊休期間の発生等、農作業効率が低下している状況にある。

岩木川の治水対策は、平成17年５月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」（以下「河川整備基本方針」という。)において、年超過確率１／100年規模の洪水を対象として、基準地点五所川原での基本高水のピーク流量を5,500㎥／秒と定め、このうち1,700㎥／秒を流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を3,800㎥／秒としている。本件事業は、この洪水調節施設として、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第４条第１項及び第５項の規定に基づき、平成19年８月に告示された変更後の「津軽ダムの建設に関する基本計画」